

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第13号

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替える武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替える新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）</u> に関する事項を定め	(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（ <u>武力攻撃災害等派遣手当</u> を含む。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。

るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。